(4)　支援対象の掘り起こし

地域産業資源を活用した商品・役務の開発、生産・提供、販売等を行う中小企業者は、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた事業者に限らず、全国津々浦々に存在しており、適切な販路に結び付け、消費者志向に沿って磨き上げることで、消費者への訴求力の高い魅力的な商品・役務となる素材が地域に埋もれていることもある。そのため、地域産業資源活用支援事業の実施に当たっては、地域の関係機関等とも連携を図りながら、積極的に支援対象の掘り起こしに努めることが重要である。

(5)　地域産業資源活用支援事業計画の認定に当たっての評価基準及び評価体制

①　基本的な評価基準

イ　事業計画の内容の妥当性

「2　地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項」に沿った事業計画であり、地域産業資源活用事業の円滑な実施及び成果の実現のために適切かつ実効的な支援を行うことが必要である。

ロ　事業計画の実現可能性

事業計画の内容が具体的かつ明確であり、その主体となる一般社団法人等の実施体制及び資金計画等を踏まえ、十分な実現可能性があることが必要である。

②　地域産業資源活用支援事業計画の評価体制の整備

国は、法第八条第一項の規定に基づく地域産業資源活用支援事業計画の認定を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断することとする。

評価委員会は、地域産業資源活用支援事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないこととする。

評価委員会においては、「①　基本的な評価基準」に基づき、適切に評価を行う。

(6)　計画期間

地域産業資源活用支援事業計画の実施期間は、三年以上五年以内とする。

3　地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

国は、施策の有効な実施を図るため、認定を受けた地域産業資源活用支援事業の実施状況や成果等に関する実態把握に努めるとともに、中小企業者及び一般社団法人等に対し、地域産業資源活用支援事業に係る施策の意義や内容、成果等についてホームページ等を通じて積極的に情報発信を行い、その活用を促すとともに、都道府県や市町村、地域における関係団体等と連携し、地域産業資源活用支援事業の取組の拡大に努める。

○経済産業省告示第三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、総務省又は国立研究開発法人情報通信研究機構から交付する平成二十七年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十七年八月二十八日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　宮沢　洋一

一　総務省から交付する特定補助金等

戦略的情報通信研究開発推進事業に係る委託費
ＩＣＴイノベーション創出チャレンジプログラムに係る補助金
巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発に係る委託費
デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発に係る補助金
電波資源拡大のための研究開発に係る委託費
次世代ＩＴＳの確立に向けた通信技術の実証
消防防災科学技術研究推進制度に係る委託費
エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発
国立研究開発法人情報通信研究機構から交付する特定補助金等
チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

○文部科学省経済産業省告示第五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、文部科学省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構又は国立研究開発法人科学技術振興機構から交付する平成二十七年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十七年八月二十八日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

一　文部科学省から交付する特定補助金等

社会システム改革と研究開発の一体的推進のうち安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラムに係る補助金
海洋資源利用促進技術開発プログラムのうち海洋鉱物資源広域探査システム開発に係る委託費

二　国立研究開発法人日本医療研究開発機構から交付する特定補助金等

医療分野研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム及び先端計測分析技術・機器開発プログラム）に係る委託費

三　国立研究開発法人科学技術振興機構から交付する特定補助金等

研究成果展開事業（研究成果最適展開支援プログラム及び先端計測分析技術・機器開発プログラム）に係る委託費

○厚生労働省経済産業省告示第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働省又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から交付する平成二十七年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十七年八月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

一　厚生労働省から交付する特定補助金等

障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金

二　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から交付する特定補助金等

希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品試験研究助成金

○農林水産省経済産業省告示第三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、農林水産省又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する平成二十七年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

一　農林水産省から交付する特定補助金等

レギュラトリーサイエンス新技術開発事業に係る委託費
食料生産地域再生のための先端技術展開事業に係る委託費